

自賠責保険のインターネット通販について

平成 17 年 1 月

自賠責保険のインターネット通販について

<背景>

- 構造改革特区の規制改革要望で、一事業者から自賠責保険のインターネット通販について要望。
- 国土交通省および金融庁は、「インターネットによる自賠責保険の募集に規制はないが、自賠責保険制度の適正な運営の観点から、契約成立時点で保険料が確実に支払われるような措置を講じるか等につき検討が必要である」旨を構造改革特区推進室に回答し、その具体的な検討を損保業界に依頼。
- 損保業界から、実施に向けた具体的スキーム案について下記の内容について提示。
- 今後、金融庁として、このスキーム案に沿った申請に対応するため、自賠責保険審議会に事前に報告。

1. 損保業界から提示のあった対応（案）

(1) 検討の前提等

<検討の前提>

1. 被害者・契約者保護の観点から車検制度との関係において無保険車、車検未通過車の発生等の支障がないための手段を講じること。
2. 契約者保護の観点から自賠責証明書（ステッカー含む）の備付・携行義務に反しないための手段を講じること。
3. 契約成立時点で保険料を確実に領収するための手段を講じること。

<検討に際しての留意点>

1. 契約成立時点を明確にし、トラブルを回避させること。
2. 法改正・料率改定を伴わないこと。
3. 通販のうち、インターネット通販に限定したスキームとすること。
4. 現状の事務処理に大きな影響がないこと。
5. インターネット通販の全社同時実施を前提としないスキームとすること。（実施については、各保険会社の判断に基づくこと。）

(2) スキーム案

項目	方向性	具体的方策
1. 保険契約の成立時期	申込みと同時に保険契約が成立する方法とする。	●インターネットでの申込みと同時に保険料の支払が確保できるクレジットカード払いを採用する。
2. 保険料の領収手段	(1)インターネットでの申込みと同時に保険料の支払が確保できるクレジットカード払いに限定する。	●クレジットカード払いにおいて、オーソリゼーションを完了した時点をもって保険料を収受したとみなす。 ●事業方法書にクレジットカード払いの取扱いを盛り込み、改定する。

		<ul style="list-style-type: none"> ●クレジットカード払いを実現するため、インターネット通販に限定したクレジットカード払い特約を新設する。特約は任意保険のクレジットカード払い特約がベースとなるが、未収の場合の領収前免責、解除規定は設けない。 ●留意事項を「自賠責損害賠償責任保険のインターネット通信販売に関する運用規定」（以下「運用規定」という。）を新規に作成し、整理する。
	(2) クレジットカード払いは、インターネット通販に限定した取扱いとする。	<ul style="list-style-type: none"> ●インターネット通販を実現させることが本検討の目的であるため、今回の検討にあたっては、クレジットカード払いは、インターネット通販の場合に限定する。
3. 対象契約	契約者とのトラブル回避の観点から、留意事項を整理する。	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の内容を運用規定に盛り込む。 <ul style="list-style-type: none"> ・車検制度対象車種については、車検期間とのリンクが必要となるため、無保険車とならないよう、新規契約、継続契約における取扱いなどの留意事項を整理する。
4. 申込み期間	申込みは一定の期間に行うこととする。	<ul style="list-style-type: none"> ●下記を踏まえた申込み期間の取扱いについて、運用規定において整理する。 <ul style="list-style-type: none"> ・自賠責の先日付け契約の取扱い ・自賠責証明書（ステッカー含む）の備付・携行義務との関係から、保険始期日までに契約者の手元に確実に現物が到着している必要があるため、契約者への到着までの期間を確保する。
5. クーリングオフの取扱	クーリングオフの対象外とする。	<ul style="list-style-type: none"> ●インターネットの画面上、明確に表示する。 <ul style="list-style-type: none"> ・被害者保護の観点から、自賠責法で定められた解約事由が限定されている。 ・始期日前解約の場合でも保険料全額が返戻されない。など
6. 代理店扱の場合の取扱について	(1) 代理店のHPを窓口とし、保険会社のサーバに直接接続する方式とする。	<ul style="list-style-type: none"> ●各社が作成・運営を行う際の取扱いを運用規定に盛り込む。
	(2) 代理店と保険会社の権利義務を明確にする。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険会社と代理店との間で「自動車損害賠償責任保険のインターネット通信販売の取扱いに関する覚書」（以下「覚書」という。）を新規に作成し、その締結をインターネット通販取扱いの前提とする。 ●自賠責証明書（ステッカー含む）の備付・携行義務との関係から、保険始期日までに契約者の手元に確実に現物が到着できる方策を講じる。 ●インターネット通販に伴う諸費用（クレジットカード払いに係るカード手数料、自賠責証明書等の送付費用等）は代理店負担とする。

(3) 手当が必要な事項の整理

ア. 事業方法書の改定（「インターネットによる保険契約の申込に係る保険料支払に関する特約」の新設を含む。）

※普通約款については改定は行わない。

イ. 「自動車損害賠償責任保険のインターネット通信販売に関する運用規定」の作成

ウ. 代理店扱いにおける「自動車損害賠償責任保険のインターネット通信販売の取扱いに関する覚書」の作成

以 上